

社会保険労務士のむら事務所通信

2019夏号
発行人：野村祐輔
2019年8月1日発行
第14号

最低賃金の引き上げについてあれこれ思うこと

厚生労働省の諮問機関である中央最低賃金審議会の小委員会は7月31日、2019年度の全国の最低賃金の目安を27円引き上げて時給901円にする方針を決めました。ちなみに埼玉県は昨年の898円から28円上昇して今年10月から926円ということになりそうです。政府は2016年に最低賃金を3%程度引き上げる目標を掲げていて、3年連続で達成しました。3年前と比べると時給で100円近く最低賃金が上がっている計算です。

中小企業の事業主さんとお話をしていると、みなさん最低賃金の質上げに敏感ですね。中には最低賃金の上昇による人件費高騰のしわ寄せで正社員の給料を上げることに躊躇すると言う方も多いです。私も最低賃金の質上げが、労働者全体の賃金の底上げに繋がるのかはいささか疑問に感じています。

これから近隣諸国の高齢化社会による労働者不足の中で、外国人労働者の奪い合いが、近い将来日中韓で起こると私は見えています。その中で外国人労働者の雇用面においても最低賃金の問題はとても大きい比重を占めていくと考えられます。結局、いくら稼げるか？が外国人労働者にとっては最重要だからです。韓国がここ2年で30%最低賃金を上げる無謀にも見える政策（これは大失敗と言われています）をとったのも、実は外国人労働者の囲い込みが隠れた目的だったのではないのでしょうか？今後日本も日中韓の中で外国人労働者に支払う賃金で後れを取ることが出来ません。

話は変わりますが、46名以上の会社は法律によって一定数の障がい者を雇用する義務があります。障がい者雇用も高齢者雇用、外国人雇用と並んで、労働環境における大きなテーマです。

では障がい者の方の賃金はどうなっているのでしょうか？一般の会社に就職されている方には基本最低賃金が保障されます。一般の事業所に雇用されることが困難な障がい者には就労継続支援のA型事業もしくはB型事業という施設で働くこととなります。A型施設というのは最低賃金を賃金としてもらい働く施設です。埼玉で言えば10月からは時給926円以上になるわけです。こちらはほぼ健常者に近い方が就労しています。ただ健常者と同じように週40時間というのはなかなか難しい方もいらっしゃるって月収の平均が74,085円です（2017年）またB型施設は最低賃金以下で障がい者を働かせてることが可能な施設です。では質問です。B型施設の平均賃金はいくらだと思います？600円ぐらい？いやいや最低賃金の半分の450円ぐらい？……実はたった205円なのです。（2017年）現実として150円ぐらいの所も多く、月収も平均15,603円。これでは障害年金を月に65,000円弱（障害2級）貰っていても、月に8万円にしかならない計算です。B型で働いているような障がい者の程度は皆さんが考えている以上に軽度な方が多く、賃金との比較において矛盾を考えざるを得ません。また就労継続支援事業所に入る補助金の額が、障がい者の方に渡る賃金よりも多いという現実もあります。障がい者目線で考えれば補助金をそのまま支給した方が障がい者のためになるのではとも言えます。B型施設ほど最低賃金を決めなければならないのではと感じます。



労働基準法が適用されないのは…

“国家公務員の労働組合でつくる”霞が関国家公務員労働組合共闘会議”が厚生労働省の旧労働省系職員の3割近くが過労死ラインの水準とされる月80時間以上の残業をしていると発表しました。一般の会社の残業時間の超過を指導している行政の職員が！、ということですからビックリの発表です。何故こういうことが起きるのかというと、実は国家公務員には労働基準法の適用がないからなのです。

調査は今年3月、組合全体の職員への調査によるものです。月平均残業時間は36.9時間ですが、月80時間以上の残業をしている人は、旧労働省系が27.6%（同14.3ポイント増）、旧厚生省系が19.9%（同0.7ポイント増）で、国家公務員全体でも厚労省が1、2位を占めました。

なぜ厚労省に残業時間の増加傾向があるかということ、不祥事対応などに追われたためではないか、とされています。

申請漏れで400万戻ってきました

障害年金の申請も社会保険労務士の仕事のひとつです。なかには障害年金に該当するのに障害年金の詳細な内容を知らないばかりに請求をしていないケースも見受けられます。お医者さんも障害年金のことをよく知らないケースが多いこともひとつの原因かもしれません。



実は障害における制度は個々に違う行政機関が管轄していて、障害者手帳と障害年金は連動していません。また介護保険も別個の申請が必要です。（40歳～64歳まででも要介護認定が受けられるケースがあります）

この間担当させていただいたお客様は最初障害年金の申請で相談していたのですが、聞き取りの中で遺族年金の支給申請漏れと介護保険の適用ができることがわかり、遺族年金だけで約400万もらい忘れを取り戻せました。年金相談ではこういうことがあるのですよ。役所は申請がなければ払いませんから（助成金などもそうですが）知らぬ間に大損していることもあるのですよ。怖い～。

つぶやき

お笑いの吉本興業が話題です。最初は反社会勢力とのヤミ営業が発端でしたが、芸人と会社の契約方法や労働問題にまで発展していきました。正確に言うと会社と芸人の問題は、雇用ではないのですが、会社と芸人の立場を考えると雇用関係に近いものがあります。旧態依然とした雇用関係はもしかすると中小企業の中には、今でもまだまだあるのかもしれない。しかしながら働き方改革で予想以上に労働環境はこれからも変化していきます。今のうちに対応しなければ会社の存続にさえ関わることも考えられます。ぜひそのような場合は社労士にご相談ください。御社にあった対応方法のご相談にのります。もちろん秘密厳守です。